

## [検討事項] □正副議長選挙の立候補制導入（所信表明の機会）

### 1. 考え方について

正副議長を選出するときは、その経過を明らかにするため正副議長の立候補制を導入し、公開で行われる所信表明の機会を設けるものとする。

### 2. 福島市議会の状況

先例 91 議長及び副議長の選挙は投票により行うのが例である。

### 3. 参考条文、参考事例等

#### 正副議長選挙に係る所信表明の機会について

##### ■議会基本条例に明記している例

##### ○栗山町 第 2 条（議会の活動原則）

2 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

##### ○新潟市 第 14 条（議会運営）

2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。

##### ○松阪市 第 7 条（議会運営の原則） ※条例は現在、策定中。所信表明会は既に実施している。

2 市議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

##### ■その他

○要綱等に基づき実施・・・会津若松市、流山市、四日市市

○代表者会議での申し合わせに基づき実施・・・三重県

○議会運営委員会決定に基づき実施・・・飯田市